

関 係 各 位

令和2年11月11日
名古屋税関業務部

輸出入関連業務に係る業務継続トライアルの実施について

日頃より税関行政にご理解・ご協力を頂きありがとうございます。

名古屋税関においては、台風等の災害や新型コロナウイルス感染症等により、輸出入申告官署が、輸出入申告業務を行えない状況に陥った際に税関業務を停滞させることなく継続し、かつ、スムーズな業務運営を実施するために下記のとおりトライアルを実施いたします。

通関業者の皆様におかれましては、ご迷惑をおかけしますが輸出入関連業務の業務継続のため、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 実施期間

令和2年11月25日（水）から26日（木）

2. 実施内容

本関及び西部出張所に申告された輸出入申告についてトライアルを実施。
詳細な内容は以下のとおり。

- ① 本関申告・西部出張所蔵置の貨物で、NACCS を使用して申告される輸出入申告の一部について、西部出張所の通関部門職員が審査事務等を実施
- ② 西部出張所申告・蔵置の貨物で、NACCS を使用して輸出入申告の一部について、本関の通関部門職員が審査事務等を実施

トライアル期間中においては、①の申告の内容について西部出張所の職員から、②の申告の内容について本関の職員から、確認等のための連絡を行う場合がございますので、ご注意ください。

【問合せ先】

名古屋税関 業務部 通関総括第1部門

電 話：052-654-4085

F A X：052-661-2329